類聚名物考
地理
一

和書門 類 一八六〇二號 八〇函 八架 一五五冊
内閣文庫 和書 類 一八六〇二號 一五五冊 二〇函 九架
内閣文庫
番號 和 18602
冊數 149 (10)
函號 209 104
類鈔叢聚
国立公文書館 National Archives of Japan

類聚名物考

地理

一二

六十五丁

九

千五百秋瑞穂国　ちいほあきのみつほのくに

和朝異名

野馬臺（ヤマト）　野馬堆

倭奴国

倭西国

東海姫氏国

扶桑国　秋津嶋

日本政府図書
内閣文庫
浅草文庫

○日本紀通證 全加茲曰豊葦原者葦牙発生之盛也千五百
秋則祝言之 瑞穂是養人之物也○注松雲曰千五百秋舊事
紀作千秋長五百長秋皆祝長久之辞猶言千秋万歳而秋
者穀熟之時飽足之意所以四時之中特挙之以冠之於瑞穂
国也今按瑞穂国猶舊事古事所謂食国万葉集所謂御食
津国也千五百秋有餘之数猶所謂当産日将千五百頭之義

○荘子 正得秋而万宝成

○韻府 千秋漢宮祝寿辞

○前漢書 百官志 大長秋○注秋收成之時長者恒久之義

豊葦原之千秋長五百秋之水德國

とよあしはらのちあきのなかいほあきのみつほのくに

○古事記上 天照大御神之命以豊葦原之千秋長五百秋之水穂国者我御子正勝吾勝々速日天忍穂耳命之所知国言因賜而天降也

○仮寐夢 天保中観海居士著 第二 和国異名 天孫始下於日州而領瑞穂国矣豊之
者盛也大也美之之詞蘆原者吾邦之惣名也蘆之為物易生易
滋今見海濱土之衆処蘆先生矣漸次為洲而後人為聚因得蘆原
名加以千五百秋者祝以無窮也瑞訓美豆褒美詞有土則有人矣已
有人矣不可無食故曰穂々訓保嘉穀也秋者言西成也

大和洲根　やまとしまね

○今撰集　上巻　六月祓

こゝろあるやまと嶋根の神ならはのこえまするなる

○続古今集序　若菜嶺　ちりやまと嶋根は我世まもる

のみならす秋の月の道

も行しめんと也

○新続古今集　尊仁雅王

あきつしまやまと嶋根もいにしへのかみ代よりかくおきて

秋津洲

あきつしま

○松窓夢語之

按中紀海居士著名豊秋津洲何日秋津者虫名蜻蜓是也

此洲形状似彼虫因以為名事見于神武紀

秋津嶋

あきつしま

○玉葉集　後一條教良

神代よりしきのまの道ありてあきつしまのまつりことの

○新拾遺集

君か代はあきつしまの神まつりことのつきせぬ

芦屋のさと　国

○新千載集

海つらや　汐干にたてる芦かきのかりねはさそな　あはれなるらん

津国也

若狭国　のちせの山

○新千載集

のちせの国つ神　あはれみよ世を君か代をまもれ

葦原瑞穂国　あしはらのみつほのくに

○夫木抄九
悠紀方御屏風　匡房
葦原やみつほの国のまつりこと すゑの世まての ためしにそなる

葦原中国　あしはらのなかつくに

古事記上故於是天照大御神見畏閉天石屋戸而刺許母理坐也尓高天原皆暗葦原中国悉闇因此而常夜往於是天照大御神以為怪細開天石屋戸而内告者因吾隠坐而以為天原自闇亦葦原中国皆闇矣云

○風雅集
後宇多院御製
天つ神国のはしめをたてしより ことはり しるき葦原の国はをさまる

根堅洲国　ねのかたすくに

○古事記上 大穴牟遅神ニ乃速遣ニ於木国之大屋毘古神之御所ニ爾八十神覓追臻而矢刺之時自木俣漏逃而云可参向須佐能男命所坐之根堅洲国ニ必其大神議也

神楽岡　かくらのをか

○新續古今集 冬 前右京兼良 ちるゝ神楽岡のふゆさり世をこそは
かはる色をあきらけてふのいはまも降しゝ野のかよ草
あきのけしきもちらん

母乳房　はゝのちぶさ

○清集 元輔集
月のわかれしこゝろやさへてわかれゆく母の乳房の世の中
能宣

神国　かみのくに

○神皇正統記上　大日本は神国也　天祖はじめて基をひらき日神
ながく統を伝へ給ふ　我国のみ此事あり　異朝にはそのたぐひなし
此故に神国と云也

○續後撰集

[illegible]

皇朝を神国といふ事は古へより申なり　三代実録に
見えたり　貞観十二年二月十五日の告文に我朝の
神国止惶良乱来礼留故実云々

妣国　はゝのくに

妣は亡母の称なり　さるは此死後の国とも又は妣母国とも
申事同じ　古事記に見えしは素戔
嗚尊の伊邪那美の事をおもひてかくのたまへる也
すなはちかの国の事なるべし

○古事記上　故伊邪那岐大御神詔速須佐之男命何由以汝不治所事依之国而哭伊佐知流　尓答白僕者欲罷妣国根之堅洲国故哭云々　○稲氷命者為妣国而入坐海原也

浦安国　うらやすのくに

○仮寐夢（寛三元保中 摂海居士著）名浦安何曰八州已就浦々津々安寧平穏往来得使人物得処也

浦安国　古称倭国也

○夫木抄

此身のうらの国をあまねくいのちまても神やてらさん

磯輪上秀真国　しきわかみほつまのくに

○仮寐夢（寛三元保中 摂海居士著）名磯輪上秀真国何曰上古只和詔耳後世仮漢字写其意磯者水涯也輪者輪郭也上訓可美尊之詞品題人物有上中下之等土地亦分秀訓保豆之非伊豆流之略也真訓摩古止之略也天真天徳也言二神據天徳而立千秋津州以水涯為輪郭以天真化州中方之於右国為上為秀也

蜻蛉洲国　あきつしまのくに

○続後撰集

秋つしまきよきの国をうけつきし神のまもりや我君のまもらん　前太政大臣

蜻蛉洲国　古称倭国也

大日本

○神皇正統記第一　又云ふく大日本とは神国也とも日本
ともいふ州の名を大日本豊秋津しまと云　懿徳孝霊孝元等
開化天皇の御謚に大日本の字あり　垂仁天皇の御女大日本
姫とも申し皆天の子なり　天神統をうけて天の照日の
大神とも申して　無名も日本とも云ふ　神国の御名を
神日本磐余彦と申す　孝安帝を日本足彦国押人と
申し日本とも名付

倭納して又やまとは耶麻土と訓して日本のなにて大倭紀こ
なを文陸の御門例に立国し給ふ　此は倭字をかへ給ふ
唐書にいふ咸亨年中に倭国の使節来て和と改
日本と名を改むよしをそのよしを述しえ載す
けり我国の古記には見えしかとも推古天皇の御時よりし
隋朝にて使をして書をおくらしむる倭皇とし聖徳太子
みつから筆を執て其牒を書給ふ　其に東天皇敬白西皇帝
とかゝせ給ひしは倭と書かれて其牒には日本とも倭とも
載られしを其後は我国にて牒にはともかくもかゝれし唐の咸亨の
比は天智の御代にて此ころよりはやまとの御名の比より日本と書
ちかひつかれけるにや未詳

日本国

○述異記上　磅䃜山去扶桑五万里日所不及其地甚寒有桃樹千圍万年一實一説日本国有金桃其實重一斤

○仮寐夢（巻三元禄中　紀海居士著）　太和日本倭訓耶摩止名義如何曰篤只云耶摩止後来仮漢字生種々支説古来立四説一曰山跡言上世洪水涸為土土未堅固人物多依于山足跡満山故得此名二曰山止言人之所止住者皆山也悪其濕氣也巣居穴處同日之談也三曰山戸穴處設戸々有開閉之義因取国土開闢之義矣上古無文字只口碑耳後人得漢字假跡字為逆迹義假戸字立開閉之義惣忘説也四曰天地開闢之始有耶阿響吾耶為三音之根源故取開闢声以為国名又曰耶者開発声也摩者的字略也猶如言開闢端的意哉妄人之設架虚之説誑惑愚民矣開闢之始何人聞之何人発也

何處亦国初人皆之開闢之始乎不知一切言語始出於自然而惣無意
義也鳥之出卵殼獸之離胞胎自然発声無意識之丁簡故其
声韻古今一律也云々

日本字　〔象𪈐注二〕

○月清集　後京極殿良經公家集之　○玉葉集

我國ハ天照神の末なれハ日の本としもいふにそ有ける

ひのもと　日本　日域

○仮庵夢〔分三之録中 紀海展出要〕日本又訓非乃モ止何曰日本邦古来有配日於吾
邦星於裏且月於身毒説又陰陽二神生天照太神又称日神因
以吾邦為日之本源依此等所違名也又唐史載高宗咸亨元年遣
使賀平高麗後稍習夏音悪倭名更号日本使者自言国近日所
出以為名由是観之日本名出于天智之御宇然而未聞其更号之
始日域亦同名出日高見何曰如字義未聞其名出何代

○神皇正統記〔第一〕大日本とも大倭とも書ことは此國に漢字傳て後
國の名をかくに字を大日本と定めてもやまとゝ讀せ
たるなり大日孁の尊のしろしめす御國なれは其義をとれるか又日の出る
所に近けれはしか云へるか義はかくいへとも字のまゝ日の本とは讀
まず耶麻土と訓せり我國の漢字を訓する事多しかくの如し
されは日の本といへるは文字によれる國の名とせるなり

ゆへに みな人よりて大日本とす 或は天子御出ある国を日本と申也
日本とよめる事 万葉集に云
いさこともはやくひのもとへ大伴のみつの浜松まちこひぬらん
これ日本と書て日本とよむ事を云
唐書に 咸亨年中に倭国の使始て漢音を習て
日本と名付る事 倭の名をにくみて国日の出るに近きとて改む
此我朝の古記には 推古天皇の御時より
これの隋煬帝に送れる書に 倭皇といへり
書に曰 東天皇敬白西
皇帝といへり 是ハ倭皇を改て天皇と申 日本とも
まのあたりにいへる也 此時は隋の煬帝に
の比ハ 天智の御代より此かたハまさしく御出のはしめて日本
と号するとかや

やまとのこと

やまとハ日本の惣称にて古書にハいろいろの字をあてゝ

書し　やまとかなをつけたる

山跡　山戸　山上　倭　大倭

大養徳　大和　日本　大日本

倭国　やまとのこと

○神皇正統記ニ云　上古漢土より字書を伝けるに倭とかきて

此国の名とす　用たりけるを文字を改しけれども又この字を和訓にし

て日本のめしに大日本と用し文字を用ひし例に用ゐしなり

倭の字を名付たるハ昔此国の人初てかの土にいたりし

とき其国の名をいかにと問けるを我国をやといひて

和と名付たりといへり　○前漢書に楽浪海中に

倭人有百余国ともいへり　後漢書に倭ハ韓の東南大海中に

あり　大倭王ハ邪摩堆に居

(楽浪郡の東の海中にあり)

けるといへり　魏志に倭人ハ帯方の東南大海の中に

あり山島によりて国をなす　倭の王ハ邪摩堆にすめり

(邪摩堆ハやまとなり)

此国の倭人ハ自ら大倭と称するなりといへり　其ころ漢土の人

此国に通ずるもの多し　神功皇后の新羅を征し給ひし時より

ことに漢土の人も来り　書籍を伝へしといへり

文字ハ応神の御時に伝はるといへども　一説に秦の時より書籍を伝へたりともいふ

大倭といふ事ハ二つの事あり何れも同じ 書紀に載られたり此國の
ことばにて称する事あらず 是ハ日本ニ大漢大唐なとの如く ほむる称なり 唐書に高宗の
咸亨年中に 倭國の使 始て来りて日本と名を改むと 東
の方日の出る所に近きといふ義より此国の方角にあたれハ
改しといふ 推古天皇の御時より 已に日本の号あり 倭を
書紀にあらためしに 倭国の号を唐の国の方へも書て 又
牒に書出しけり 其後ハ 東天皇 敬白西皇帝と書ける 後世より八
倭とハいはれて 其牒にハ日本とも倭とも載られたれとも 是より後代
にハ牒にも日本をかきて 唐の咸亨の比ハ天智の御代にあたり
たりしかれハ 其後も此時の比より日本とハ定て よばれけるにや
と 此ハ推測の事也

耶麻土　やまと

○神武紀に注 又ハ耶麻土とも云 是ハ大八洲の中の惣名
なり 日本ハ此国の惣名なり 山城大和摂津河内和泉 神武の建
の國の内をも大和と云 山城大和和泉河内摂津八ヶ國の内
にての中國といふ上古 神武天皇東征より代々の皇都なり
依て其名をとりて畿内の国をも惣してすへて耶麻土と云
唐土周の國より出て後ハ天下を周といひ漢の地より起
てより後ハ海内を漢と云ふ事のことし 耶麻土といふ事ハ山迹
といふ意 天地わかれて後の土いまだかはかず 山をのミ往
来して足跡多かりしかれハ山迹と云 或ハ古語に居住を止
と云ふ 居住やといふ意にて 山に居住したるといふ也 大日本も大倭
と書きたるハ此國の漢字に倣ひて後世の名なる事也 大日
本とかきて読む也 耶麻土と讀せける也 大日霎の御名のあれハ

千世かけてなかるゝ 天川の波る 其のさかへハ 猶つきせぬ流の我かの
とこよのなかりしかハ 倭て郡縣と訓せり 我国の湊
字河川する人の 此流の人のつれのともしとゝるハ文字
うつれそ 国の名とせしを 聞し

○夫木抄
大和の八 御かきかしま 蘇の國に 国の大事 あけける

○万葉集
やまとにも 聞え

○夫木抄
山城の 狛のわたりの

○夫木抄 よみ人しらす 山路にかゝりて 河内川に 紅葉の流れ

そて
唐琴の ふるへに 大和川や 大和の国の わたりて なけける

○述異記上 南海有龍綃宮泉先織綃之處綃有白如霜者

倭国

○倭 藤夢 多王之孫 鎌倉著 名倭国何曰倭島米切烏後濟時移以大倭王名
之甚好乎大和之轉音也 沙史倭字從人從禾女以禾為音為女王之
國若此也以和州為唐音 何意 畜語云昔有入唐者唐人問國名本
邦人不解所問應事反問曰吾国那彼不知反問以為國名之誤
其登境者詞呼以倭彼不知吾字有知我訓也不知是也無大国一般
謂本邦人曰倭人猶如之呼彼土人曰唐人彼美吾国曰大倭如大漢大
唐則吾本邦人曰倭奴猶如胡人罵中夏人曰漢漢人罵胡人曰胡虜
也

倭人国

○前漢書　地理志　東夷天性柔順異於三方之外故孔子悼道不行設浮於海欲居九夷有以也夫楽浪海中有倭人分為百餘国以歳時来献

今案ずるに此人ゐ論語にいふ君子居之何陋之有とこゝろえ
しの夷とハ日本国のことにして君子国とハ日本也　懿徳天皇
の御字にあたるこれより此書の[illegible]なり[illegible]その時代と推量也
しるべきなり

邪馬臺国（ヤマト）

○後漢書（七十五　東夷）倭傳　其大倭王居邪馬臺国○注按今名邪摩推（ヤマト）堆（推九）音之訛也

倭の邪馬臺の[illegible]といふ物ハ魏志の[illegible]とに倭人の　又[illegible]
大倭[illegible]無[illegible]の倭の[illegible]

鳥卯

○東見記　下　鳥卯ハ日東也　善無畏碑に在

阿毎国（あめくに）

○東見記　下　日本也　見隋書

於のかくさくして　根之堅洲国　古事記

○古事記上　故伊邪那岐大御神詔速須佐之男命何由以汝不治所事依之国而哭伊佐知流尒答白僕者欲罷妣国根之堅州国故

哭　云々

日本の始　分林　根哭本

言霊幸国

事霊所佐国　ことだまのさきはふくに

言玉留国

万葉集毎ニ諸言事依せたまふ文字　ことだまといひ

[illegible]

○万葉集五　好去好来歌一首　山上憶良

神代欲理云傳久良久虚見通倭国者皇神能伊都久

志吉国言霊能佐吉播布国等加多利継伊比都賀比

計理今世能人母許等期等目前尒見在知在人佐播尒

言魂幸国　ことたまのさきはふくに

○万葉集　言霊乃　左吉播布国

日　事霊之所佐国

○続日本後紀 十九 嘉祥二年興福寺僧長歌

此国の言伝　日本乃倭之国波

言玉の富国 度曽 古語尓流来 礼留 之

八洲国　やしまくに

大八洲国

○古事記上　八千矛神将婚高志国之沼河比売幸行之時到

其沼河比売之家歌曰　夜知富許能迦微能美許登波夜

斯麻久爾　都麻麻岐迦泥弖登富登富斯

世かいのかゞみ

寳国

○前漢書の内 匈奴傳 冒頓旅之時東胡強 聞冒頓殺父自立 乃使使謂冒頓曰 欲得頭曼時号千里馬 冒頓問群臣 ゝゝ皆曰 此匈奴宝馬也 勿予 冒頓曰 奈何与人鄰国 爱一馬乎 遂与之

○よきものを宝国のことにいふ よき馬を宝とするにあらす

寳国

日本紀 仲哀紀 に此辞の出所あり よりて字のあや

たゞしの事 訓しるしのことく 金銀宝貨の多きし いふなり

のこりしおもむき 又探湯主断り 神功論すにて云 建安聞之所憑

宝物以述隠寂 宝貨幣以誘群 宝とすることを 東国輸

ゝれ大宝物として まかりて 如大將しまうしゝ ことゝ

宝ありとみえたり 是ゆへ宝国の事をしるせり 又ちえあるもの

本国

○列子 燕人生於燕 長楚 乃老而還本国

○戦国策 本国残

秋津州　あきつしま

○神皇正統記曰 又此国を秋津州と云事は神武天皇国の形を御覧して 蜻蛉の臀呫のごとくなるかなと宣ひしより此名ありと 然れども神代に秋津根といふ名見えたれば 神武にはじまるにはあらざるにや とぞ此部に記せし各名

豊秋津根　とよあきつね

○神皇正統記曰 又此国をば秋津州といふ 神武天皇国の形を望ましめて 蜻蛉の臀呫のごとくあるかなと宣ひしより此名ありき 然れども神代に豊秋津根といふ名あれば 神武にはじまるにはあらざるにや 此部にも此名を記す

食国　をすくに

をすくに食国とかけり 天の下をしろしめす國のまつりごとをいふなり 神代紀にも或ハ封戸とも さの字の意にて食の字をかく事ハ 神代紀にハ封戸東の國をする にてをすくにの意にあたり 掘て出すなるを食といふは きゝのの字ナリ 川よびたり

○古事記上 此時伊邪那岐命大歓喜詔之 次詔月讀命 汝命者所知夜之食國矣事依之 訓食云袁須

御食津国　みけつくに

○仮庭夢 貝三久保軍 観海居士著 和国異名 名御食津国何 曰一為吾邦惣名 一為指淡州 言納土先以具神明之供御也

○万葉集 六同巻 中納言家持

みけつくに ひのみつきと あはちの 野島のあまの わたのそこ おきへのうみに

和哥　[illegible]

○[illegible]　[illegible]
[illegible]

[illegible]國　[illegible]
○[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]

細戈千足國　くはしほこちたる
○仮庵夢 巻三 天岩中 謡海原七番　名細戈千足國何以二神下矛探滄海而得磤馭
盧島降其島一左一右一唱一和而生日月星辰及諸州郡山川草木
人畜昆虫等以是一把瓊矛而所生無量也非千足而何
○日本書紀 巻三 神武天皇紀

玉墻内国　たまかきのうちつくに

○仮庭夢 十三之綴中 詔海五出雲　和国異名　玉墻内国何日大己貴棲上於
三諸山因之瑞籬於是得此名　玉墻猶言瑞籬也

○日本書紀

日高見国　ひたかみのくに

○仮庭夢 十三之綴中 詔海五出雲　名出日高見何日如字未聞其名出何代

○未考
如目のこるみの[illegible]あふさきの[illegible]やてらまん

皇郷　きみのさと

皇稠　皇和なかとみのきみかさと例へし

○万葉集廿
川上の葦原の瑞穂を例つきみかさとは我はなつらし　大舎人部千文

秋津嶋　如斯第九

○字彙　榑桑神木也生崑崙山東日初出處
○六書正譌　俗作扶桑
○鼠璞　有扶桑論
今案するに因日の扶桑木あるとのみいへり又山海經
にも扶桑の名ありて丹鉛録にも扶竹とありて又王子
拾遺に扶竹棲鸞鳳海上之桑両々相比謂之扶桑
やとも見えて文一なし
○淮南子　朝發榑桑日入落棠○注榑桑即扶桑落棠
山名也
○俗説　和漢三才圖會　名扶桑何日中華人謂以為吾邦別名蓋本淮
南子云日拂于扶桑也甚既蓋指也本邦人勤受文其謂以貴言句
傳習也撃也

扶桑
○楊升菴外集　鄭氏注云扶當為蟠齊魯之間声如酺々蟠々
上不行也漢天文志日晷長為深短為畢晷為扶又作榑淮南
子朝發榑桑暮入落棠
○淮南子　日拂扶桑日雖細柳○注扶桑東方之野
○述異記上　磅礴山去扶桑五万里日所不及其地甚寒有桃樹千圍
万年一實　一説日本國有金桃其實重一斤
○神代の巻に伝ふ　又扶桑国のことは名をかりて東海の中に扶桑の木
ありて日の出るところとみえたり其東に扶桑ありていへる
ことはよそにもみえて八尋ありといへるなりける
へし因世の説にいはれたるにて候

君子国

○淮南子四地形訓東方有君子之国 ○注東方木德仁故有君子之国 其人衣冠帯剣食獣使二文虎也

○同上自東南至東北方有大人国君子国黒歯民玄股民 ○注東南墟土故人大也黒歯黒歯食稲也在湯上谷

○仮疑夢 巻之三 [illegible] 倭有君子国説有據乎曰後漢東夷伝載王制云東方曰夷仁而好生云々天性柔順易以道御至有君子不死之国烏夷有九種云々故孔子欲居九夷也木紀居大夷之一故三善清行以君子国為思国万古曰種而不雑異姓皇統縄々枝葉蔓々君君臣臣父父子子名正分明若忽乎異 刹土冠由是 観之清行之配置不亦宜乎

君子国

[illegible]

○山海経 君子国衣冠帯剣食獣使二文虎在旁

○後漢書 七十五 東夷伝 王制曰東方曰夷 夷者柢也言仁而好生萬物柢地而出 故天性柔順易以道御至有 君子不死之国焉○

注山海経 云々 見上 外国図曰去琅邪三万里

葱枝諸　第瑞裟衰
第三福州種類最多て外至北戎西夏其東南如行新羅日本流
水犬食之属莫不愛好重利以購之

粟散王
○無量寿経 杵澄上ミノ甲右 淨影云将貧人對粟散王轉輪聖王
以彼皆名粟散王四分律云鬱摩王至浄飯七代皆粟散又
神匡云人王中輪王為大 餘粟散王為小

君子の国
○論語子罕篇に君子の国のあるといふこと孔子世の
みだれたるを憤りまして九夷に居らんと宣ひける日本は
九夷の其一つなるべし 君子の国とは此国を東夷とさしていふなり
ハ文 後漢書にもあれば 西蕃(さいまん)といへるがごとし 四海といふハ東夷南蛮
西戎北狄ありて南ハ蛇の種なれハ虫をつけたり 西ハ羊をつけ
ゝ狄(かい)ハけものなれハ犬をつけたり 大の字ハ弓をかねたり
東夷ハ仁ありて寿もあり、よりて大弓の字にかたどれりといふ
孔子の時さへかくのごとく我朝をハ尊みて世にいひしけん
事何ゆへにかくハいふやいやや ○一説神異経云夷説文曰東方
之人也 夷云夷人 獨夷也 夷ハ従大従弓 東夷ハ大夷人
仁而壽有君子不死之国云 仁而壽未合於字之義者 以
進窺遠也 君子此ニ在ス 云々

黒齒国

○孟篤　餘條下東涯　和名抄云錦失雖黒齒二字云文選注云黒齒国在東海中其上俗以草染齒故曰黒齒　俗云比久呂女　今婦人有黒齒其故取之○據此則白本黒齒前世唯婦人爲然如今士庶人俗今王朝宮人通黒其齒新風而已五百年矣吹之時而来然

黒齒邪

○文選海賦　木玄虚　或泝（?）于（?）終（?）乎黒齒之国　和名抄黒齒下引文選注曰注淮南子曰自西南至東南有裸人国黒齒民　辞慎（?）日其国不衣也其人齒黒

○淮南子四　地形訓黒齒民

蓬萊嶋　嶋紀（?）子出

○大和物

○万葉巻一　和銅頃陽成天皇御字　万葉集別記有

○或人云　大和物語ハ東西南北ニ[illegible]　[illegible]水の音深き所[illegible]
[illegible]

○古事記　推仁天皇　和年紀[illegible]
[illegible]

いへみへはかのかはりて あかきなき人 もとゝ法れるならなし

○日本紀私記曰山跡といふは 人跡のなきよし ミな人天地

伊弉諾伊弉冉の尊 此国を御あつめらしとのへまうりて あゝ此くに

やまとにかよふ事のわかれて 山のみあれは 土まてあらたまりて

あとのこりやわらかなる事 山に跡残りけるまゝ 是によりて其国の名とす

けの名にあまり いつより加へ さるへし 日本紀私記に[illegible]

まて日本をまへふるいとよるハ[illegible] [illegible]

桓武天皇の山城あつめしより 山跡の[illegible] [illegible]

かの大[illegible] 山跡とハ[illegible] [illegible] 天下を

[illegible] 万葉集に[illegible]

○今案るやまとハ日本の名なれとも [illegible]

[illegible]

山跡 山戸 山止 倭 大倭 大養徳 大和 日本 大日本

○山前 山城

古ハ山前とかきしを 桓武天皇延暦十三年都をうつされしより

山城とハかはれり

○万葉之 足人

あさもよし[illegible]山前の[illegible]

○孫山　〃　兼盛
ミな尾の山とよ　むる申　あれ竜田　あふれとも宮さん
虚見日本　そらみつやまと
○仮名遊　貫之之條中　許海玉篇　名虚見日本何曰饒速日命奉天御祖詔
隆于内州綫遷于太和鳥見白山之日乘天盤船而翔翔太虚
巡睨是国因得此名　事見于神武紀

摂津国　津の国
○六帖
津の国の生田の山の　かひもなく　なにかへりまし
同
津の国のいなの川の　いつかいつしか見え　かひなからん
○古今和歌
○新撰集
ひまもなき難波のことも　ながれの　わか津の国の芦の八重垣
○後撰集
津の国の難波の芦の　うきね　かはるとも　ありけん
○新千載集
芦の葉にとまりも　いなし津の国の　難波のことも　いまさら　さへ

○二十一代集
津の国のなにはのことか法ならぬあそびたはふれまてとこそきけ

藤家

つく

○古事記 六 国なく定る御覚ある事 此神の序に七日
余毛のたまふ いつくしき所にて御おもひの御たましひは折ふし
時ても事となかりて 人なみし一頭の柱の御儀なる
まさまのゆかしき橋にかゝり草の木をなしめしめ出たまふ 器
栗の事の古きあり人たゝなるもの也し伝はりし の御縁
とりまめ今は天の御まもりは大かたゝ 又は御方のあるかたさます
しめまいらせ本のみちの柱のかゝりし 御在縁をたけて
とめてこれて御海のうちる那也はらう
水江みすは神も荒ことまいしれんつるの春への玉ひ
と紹えもてあしゝ御まいらせて又ほとけ事の御弟子

伊伎国
古事記ニ あまひとつはしら 伊岐 又伝世ニ伊岐とも書り

木国
古事記上 きのくに 紀伊

高志国 こしのくに 越国
古事記上 此八千矛神将婚伊伎國之沼河比賣幸行之時到
其沼河比賣之家歌曰ゝ袍斯麻久亜都麻々伎迦泥弖
富登富斯故志能久迩ゝ佐加志賣遠ゝ

科野国　しなのゝくに　信濃　信乃（又信）

○古事記上　建御名方神ニ逃去　故追往而迫到科野之州羽海将殺時ミミ

[illegible]国　[illegible]　[illegible]　[illegible]

○今撰集中名不名

[illegible]のまゝのあ[illegible]蓑[illegible]

○[illegible]

[illegible]の[illegible]北[illegible]への[illegible]

同

[illegible]の[illegible]の地なる蓑の[illegible]橋とや妹[illegible]

同

[illegible]の[illegible]雲の[illegible]

河内

かうち　畿内

河内ちかしハ畿内国といひしままにまけぬべくも[illegible]畿内国
[illegible]此郡の[illegible]の[illegible]にて[illegible]の[illegible]
和州[illegible]にて[illegible]畿内にて河内国[illegible]名[illegible]
[illegible]し[illegible]すべて[illegible]めて[illegible]の名にも[illegible]し[illegible]
[illegible]の[illegible]の内にも河内ハ[illegible]河内[illegible]にて[illegible]
[illegible]こと[illegible]にて[illegible]にて[illegible]
[illegible]

隠岐国

山陰道

隠岐ハ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]にて[illegible]
[illegible]の海中に[illegible]の[illegible]て[illegible]
[illegible]て[illegible]にて[illegible]
[illegible]て[illegible]にて[illegible]にて[illegible]
[illegible]なし

参河也　伝云

○萬葉集一　此人参河に有てよみしける歌[illegible]

[illegible]出作

[illegible]

○萬葉集に此国の例ハ[illegible]の上書の内なる[illegible]参河ハ此国の男川(ヲトカハ)[illegible]川矢作川(ヤハキ)[illegible]この河[illegible]

甲斐也　かひのくに

かひハ山の中にきはまれる谷の名とこし峡をよむと訓る峡ハ字書に山脇又水田に峡と[illegible]の峡と[illegible]

[illegible]

中の人[illegible]山河を[illegible]の名[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此人の[illegible]

[illegible]

[illegible]甲斐の[illegible]甲斐[illegible]

もし 文仲(コウミ)をよみ出たり 伝 持たる 人々 いと名高き
人なり 持来る 名家のうち 持侍りける人の名家なり 其名高き 御
持て哉(?)御風筆をり 兼家を 伝へて あり 文筆を 遊ばし
とかくてし 其のいにしへ 家 いにしへより もちへきもの 有(?)けり
其文なる 御名を よみける人 御名 早く 伝名ありし も
持御所の 文字とも 文 紀(コヤスカタヲ)と伝 文字を 書けり 御筆
お名をまゐる 伝名 御手にて 御名を 書き 紀(ツヒト)の名を 大炊御門
かいはしけり 御たしかに 入らるゝとて 候へし 御名書は 伝名
男(ヲヒト)文字 その名をつきて 伝はるゝめし

内閣文庫

甲斐文子 象 婦伝二

伊豆国

相模河の西南にありて 東海へ 出て行く 伝て 名所の名を
とりて 其名を 伊豆る 也

○小松帝の御代に 伊豆の国は 三郡なり 東は海 西南へ出た
田の内 相模の海中へ 出る 南東に出て 其中の 事 由来を書く
其上 伊豆は 無事にて 一郡の 十人 七人 五人 名所
まう の 伝 入 田地を 書 御 一郡 年 伝 持ちける 伝地
とかく 書きて 伝へ 大和 一人 よりき 一つ 持出る
奉るは 相模守 伝 御年 伝え たりし 伝

伊勢

○万葉第一　長田王

山のへのみ井をみかてり神風のいせをとめともあひみつるかも

同第二　大来皇女

神風のいせの国にもあらましを何しかきけむ君もあらなくに

熊曽国（くまそのくに）

○古事記上　次生二筑紫嶋一　此嶋亦身一而有二面四一毎レ面有レ名　故ここ熊曽国謂二建日別一

○この熊曽の国のむかしはしらねともあはれ[illegible]人の[illegible]熊曽をやとこそ

婀娜国　あなのくに

○日本書紀十八廣国押武金日天皇安閑帝二年夏五月丙午
朔甲寅置こし　備後国後城屯倉多祢屯倉来履屯倉葉
稚屯倉河音屯倉婀娜国膽殖屯倉
　是ハ備後国

こしのくに

越前　越中　越後

古ハ古之のくにといふ　此くにの名をみちのしりと讀しハこしのみちのくち
いふなりこれをこのみちの[illegible]のみちのなか[illegible]のくち
皆さなへの例にまなハこしのみちのくちなり其越路の名ハこしのみちの[illegible]
讀子越州越地前後名曰角鹿以北入越地故名曰越
也後分為五国とわかれたりしか後ハ越前越中越後羅く越前と
[illegible]

○日本紀通證ニ咸氏曰和銅五年割陸奥越後始置出羽国則出
羽本為越地今按史記續案外謂之州則八州各應別嶋皆
不應分陸續之地為二州也今也越州跨接狄虜州中且以踰

角鹿坂為名俱為可疑或謂北陸地方山嶽〔嶽丸〕連亘其初難通故立
堺限亦得此名也蓋蝦夷初見景行紀而斉明紀謂之渡嶋此嶋
自古居我邦不為外国矣諸籍所載亦然或内附或背叛因其
節而紀中勤並称隼人蝦夷蓋謂国之西戎東夷也因是観之
北陸五国則国為秋津洲中此所謂越洲疑今毛人嶋与渡島之
名義亦相近蓋奥羽三越其所住来以取用故後世三越之地亦得
此名猶安房出自阿房然耳

○大中臣能宣集 辛子陀の佐伎子こし〔越〕へ行人のもとに
まひらくに はするもの八とて
ゆきもよりの ともいはすそ 別ときなにことは ゆめのうへん 程のこのいき

淡路国
○日本紀通證ニ 淡州今按此亦淡海之比与木草淡海洲同
義古事記仁徳紀皇淡道島遥望歌云々志照流夜那尓波
能佐岐用由伊傳多知而 和賀久迩美礼婆阿波志摩淤能碁
呂志摩阿遅摩佐能志摩母美由 万葉集云武庫浦乎滂轉〔コギタミ〕
小舟粟嶋矣背爾見乍之小舟 又云淡路乎過粟嶋乎背爾見
爲又云粟小嶋者雖見不足可聞以此数歌考之在淡路播磨之
間国無疑而三原郡海中名大俵嶋者近是耳 蓋在人矚則雖
見在遠視則淡洲俱不詳之見不正之應也

伊豆国

○[illegible]撰集下　走湯山　峯陽の的

わたつ海の中よりいてし走湯の伊豆の御山とむへもいひけり

玉葉
伊豆の海や山の雲より走湯の[illegible]の[illegible]の[illegible]し知らぬ

よみ人　玉葉集　しらす

ちはやふる伊豆の御山の玉椿八百万代も色はかはらし

よみ人　[illegible]

夏の　俗

玉勝間

〇後撰集　仲多の山ほわきつ夏の夜の月にまつりける
あすゐの影もやとりていつるきをらわれなれぬる
二三行て尋ねてみるよりまつ夏の夜ハ侍もつて
あられからくみ切るそあるはくゆける　中务子思
山里の草葉の露ハしけからむあのまつ夜ハしるしもなし
〇作者またのしのまつ春ハ萩伊勢といふ夏ハ玉勝をさ
いあ御ハまさ御覧御局さまてきうあきらか存ぬ
とま門をの家よりきこゆる

喜俊

壱岐西國の位ハ夏や秋伏御にて見あらハ由候とまま
乃失て集よ写被とありケハ伴ふところ

〇新古撰　由候

對馬　つしま

舊事紀古事記日本紀に津島と書り　又は之韓津島ともかけり

○和名抄　郡の名

○出雲抄　伊勢國巻

無きものなれども對馬と書くべきものにあらずと云々

角国　つぬかくに　越前の敦賀　つるが

角国ハ津のくにといへる越前の敦賀郡是なりとぞ

いふなり　すなはち津ぬがの事をいふなり　佃　此の津の

くに　津子澤宮二子と申　此の事をいふなり　敦賀の名あり

のなれハ　都ぬがの事は津ぬともいふ　佃にしたがふ

○日本書紀云　大泊瀬幼武天皇雄略九年五月　於是采女大海從

小弓宿祢表到来日本之　別小鹿火宿祢從紀小弓宿祢表

来時　獨留角国　使倭子連奉八咫鏡於大伴大連而祈請

曰僕不堪共紀卿奉事天朝　故請留住角国　是以大連為奏

於天皇使留居于角国　是角臣等初居角国而名角臣自此

始也

佐渡国　小序

こゝにかの越後の浦より海をはるかに行ほとなれはその海路を
せまりたれは迫門（セト）ありとも世に佐渡は斎の迫門といふとそいはれて海の
横たはる所にさまさまなるを迫門とするなり万葉集にも海をなれは世
表立山の名をとりて門戸となれは止（ト）まる所に渡（ケト）といふなり

相模　さがみ

○拾遺人丸集

足柄のさかをこえてみれはけふしの山のゆきのあけくれに

○和漢三才図会　大和本紀云昔有縫師其妻臨命終時授一鏡云若有追慕之情則視此鏡焉仍如教者相其上妻影猶生年也竟以其鏡崇為神祠其模之義呼当国称相模云々

○今案するにかの説ともに信しかたきはこの文章なと
ふくしてと古の書にはなきのみならす相模は
の二字に定むるはその例なくて海のかたち
なれはなりとも手ならひなれはいふへくなり士佐の
ことくかの相模にいふへきなり文説

奥国　おくのくに

○梅怪女集　年ふると毛無てんちのしまおしこそ若しし
おかくてふやましさへはまれるとそかくさねふくふは
の是きふさけれみまい殺護ふる人をふさひつそれしや
うふれて浦きのんとしまふれし尋ぬふすりハれらし
かうそゐ　はうの奥ふまうりつける　れさしらハ大隅庵
麿の於ふる一し　のおうそと安そ不いらゆる
消ぬいつき高見れとは露ふみ此奥ふうれと思ひとこと出
かへしゆうしなと府の任し　ふすこれ　ふんそこし同きぬすう

○去由女同上

奥国　おくのくに

うちなうせて　奥ふうふハ陸奥ふて東海ハ山陰ハ
中くふれ　此ふ此奥ふあれ北ちうかすねされふまさふ
ふうそれ　大隅庵麿ハ此苦そ此奥ふあハまよふ
しまハ梅怪女の　集ふかえんしうしとらうりれ

○梅怪女家集　年ふると高ふうらてらきのれ出ゆふよそ
若しそこて　ふや　おしきれ衣ふて　さふくさふふうらん
もの是ふさふされ　ふまし殺護ふる人をふきこいへつそてれし
中ふれて　織れ太も　ふかれて　来く　ふかまう　ハれいしふす
ともみそ　去ちふそ　くらうふけ見　奥て　すふハ大隅庵麿
のおふすし　のれうてとおてうらいゆる
消ぬいつき　ふふれか　高見方の　奥ふうハまうるそよとたさか

○万葉集の哥ハ赤人もとハ陸奥出羽の国にみなよみ
ハ此葉によれハ都鹿屋大隅を下もし　よまれ
ころ〳〵をまよひ　まるく事をみみなまし

○大和国上　大文字しものゝ御事にあらそへ〳〵時あ〳〵すこ
あり　人を筑紫の　おもしろく　ひけるの〳〵　よめ
あり〳〵の　ぬまし　かたかけ　わくの　する男
すい　むけさ　かり　てに　あるとも　はつき
とよむ　めめて　なきさり

○万葉集に大和國のよまれし大文字にハ天地の此　の五穀の
時　ふる　ハ　又　の　に
御　の　の　の　を　とも
よ　の　の　ふとも　よ　ハ
文　の　を　ふ　を　より
や　文　ハ　の　て　やめ　よ
ゟ　を　せ　にけ　と　の　ハ
ふの　を　ふ

○九州　四国

九州とハ西海道ニあるを　九ヶ國也　筑前
豊前の　の　ける
又ハ　ニ國を　として　伊予讃岐土佐
阿波　ニあるを　ニ國の名　四國とよめり

○播磨之集序　菅家御製　秋風の　を　の　よ
より　の　の　を　て　の　つき　ある　を
あし

東国　あづま。ひんがしのくに

○今撰集下

ひんがしのあづまこそみれば朝日さしまきやの山みかげしあさつき

東國　あづま　吾嬬　吾妻

○古事記　倭建命還上幸時到足柄之坂本於食御粮処其坂神化白鹿来立尓即以其咋遺之蒜片端待打者中其目打殺也故登立其坂三歎詔云阿豆麻波夜（自阿下五字以音）故号其国謂阿豆麻也

今こゝにいはせもする事は日本紀にある倭尊かくいひ

このことをのするに足柄山よりここをこえて吾妻とよばれし

又日本紀にのするは碓日（うすひ）山にのぼりて東南をのぞみ

ていひて吾嬬者耶といひけるとなりたればちゝの倭は

其時のことは其名にいはれしのちの海道まであつま東路

此までは足柄を境とし中山道には碓氷山を境とせしとぞいへり

大隅

かすかすし

○六帖

思ふことあらはつくさんかすかすしのけなるの森のことをとはなん

駿河　　又　珠流河

○柿本人丸集

わこのまのたえぬおもひをする駿河なるときゝよ申ともなき時

○續後撰集

人しれぬおもひ駿河のふしのねハ燃こそかはれやまのたえせん

○此国の事筑後浮差の奉りし書の内に珠流河とかきしを見れハ此国の事駿河とハ書しも
ことに珠流河といふいはれ詳ならす按するに
文録二年都良香の富士山の記といへるに此山より
珠の流るゝことありて珠流河の海ニ流れ西に
八町ほと有駿河ののちにいまハ此町に有やと
川ありて富士川といへるなれハ駿河とハ書る
やうに驗ハトレトすりと

かひ　きさつけ

○六帖

きさつやかさねの山の峰こえて人をまつのけふ

郡　こほり

○郡の名義ハ未だ詳ならず　村々の集れる　群あれ(?)おほかり
の義なるべしといへり　さるハこほり　郡の意やさぐさ(?)の
ことなれハ　ひとつにあつめたる所　本居大人の説　後説と全
同じけれハ是によるべし

○今時諸国の大小郡数　六百二十三

○類聚国史

近唐紀曰　黄龍(仁徳)改朝庭始置諸郡

○萬時　本居法師歌数　六百二十二
○神楽玉泥池　十二巻云　四百八十四歌
○新古今　六百廿六首　百五十八歌
○積善新　四六十八　歌六百八十　一万條　又曰一万三千條

日根歌　ひなのこころ

○古今集上　宇多帝御製
みかどとおりかまへて又の日の秋ならしかれ　まさに
わかふしいゆみて　おとなしいまふるく　かな表をいかり
まふえ日根とふかまへ　わかし　まさに穂ありいてんかふ　かすかみて
おもしもし事此ぶりてかりくりぎえひめとふすにめよ
よめと作事なりあいこのの　良利丸　ぶしの花
かうとのたひめの夏に見えつるはこうへみやまきん　又と日に八
とふけるに答人ふまてえ語らふうまう　わかひし
○今夢に時雨新古今集　新載て
まさか世語　本居　一名古語抄　ま歳る　まう事の服し
本居まし二
神名ひしき

○古今六帖　第二　歌

いつまても　わかの歌のわかきにこそ出てこそ　君かあそん

○此歌は出所未考　作者も未考也

○日本書紀

御会の歌　　ゆたかなるのこゑ　　伊勢

○月清集

新勅撰のかへし　秋風ゆたかなる秋のうちに　あきもなし

紀伊国

伊都　いと　那賀　なか
名草　なくさ　在田　ありた　海部　あま
日高　ひたか　牟婁　むろ

○藤原仲文集　きのくにのこほりはなそあまいておかなくは
ありたかはまひたりむろ
いともなきよふそきさきひはまのあまりてひたんむろは
すまさや

いとのこほり　怡土郡　和名抄作止　筑前

○梅侄女集　したの歌よめり　筑前の人のもとにて妻かす
はなこひのしつきていたまさらまほりきくまなん
や八月　筑の人のもとにつかをもとにいとくらまつると
なきつまる　せうそこして　いとの歌とてやり
いとしまの田井にて家を待まやと庵するこころくはしん

いしまのこほり　怡土　志摩　筑前

○梅侄女集　同上

○和名抄　筑前国郡名部　怡土 止以　志摩

都留郡　つるのこほり　都留郡

○和名抄　甲斐国都留郡　都留（豆留）

○伊勢集　甲斐へくたる人に

君か代ハ都留の郡にあえてきね定めなき世のうたかひもなく　○古今集

○夫木抄　同

材木のつるの郡を行きかへり杉の梢はまつにかはりけり

○六帖

甲斐の国浅つの郡をわかれきて笠をかへさん

○夫木抄　元

雲の上の菊をうつして甲斐の国つるの郡をわけて見るかな

○袖中抄云　風土記　甲斐国鶴郡有菊花山　流水洗菊

飲其水人寿如鶴云々　延喜式和名抄　有鶴里同訓

席田郡　むしろだ　美濃国

○続日本紀巻六　元明天皇霊亀元年秋七月丙午　尾張国人外従八位上席田君邇近及新羅人七十四家貫于美濃国始建席田郡焉

今按するに邇近ハ遠近の誤にや　遠ハ邇に通して近と同し

古の人の名の字二字を用ゐるにさもあるへし　さらに新記ハ遠の

遠ハ近文選のにおもてチコニといへる例也

○和名抄　美濃国　郡名中席田（無之呂太）

夷灊郡 いじみ 上総 伊自牟 いじむ

○古事記上 於是天照大御神告速須佐之男命是後所生五柱男子者物實因我物所成故自吾子也〻故此後所生五柱子之中天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造天邪志國（ム十三ノ）造上菟上國造下菟上國造伊自牟國造津嶋縣直遠江國造等之祖也

○何案 伊自牟ハ上総の夷灊郡の事にて 今は八郡
いすみといひし名を いすみといへし

在田郡

持統紀曰三年八月丙申禁斷漁獵於紀伊国阿提郡者脚二万頃

續紀聖武條下天平三年辛未六月戊寅朔三紀伊国阿氐郡海水変如血色経五日乃復

類聚国史大同元年秋七月戊戌改紀伊国安諦郡為在田郡以詞渉天皇平城諱也

仁明紀曰承和十五年五月癸酉紀伊国在田郡為上郡　倭名鈔紀伊国在田阿利太

郡神名式紀伊国在田郡一座　須佐神社名神大次新嘗

多賀郡　たがのこほり　多東伴

○太平記三　[illegible]

山城の多賀郡 [illegible]

[illegible]

[illegible]

山[illegible]

縣 あかた

○[illegible]縣といふハ[illegible]

[illegible]縣ハ[illegible]

縣[illegible]帰[illegible]村[illegible]

[illegible]

○日本紀通證ニ神武天皇時建国 後漸至百四十四国後合為六十六国並置二嶋分属五畿七道云〻 ○漢国造縣主之制出于本紀而未置郡国与縣有大小之別而非国中有縣也 郷郡代碑論曰周書作雒篇千里百縣 縣有四郡 古者縣大于郡矣 史記正義曰秦始皇分天下以為三十六郡 此以郡統縣之始 ○是国造本紀 延佳曰今本有百三十五国 疑脱其九国

○源氏物 はつこゑの紫野やとて

いきかへて[illegible]のかきねにも[illegible]

○拾遺集 [illegible]

○夫木抄 廿六 [illegible]かはつなく[illegible]

[illegible]

○清輔朝臣 [illegible]

縣井戸 あかたの井戸

○後撰集 春下 ある縣井戸といふ家より藤原治方につかはしける

都人来てもおらなん蛙鳴く縣の井戸の山吹の花 橘公平女

○同御 春下 [illegible]縣の井戸に[illegible]山吹の花

[illegible]

[illegible]

○夫木抄

[illegible]の井戸の人やきくらん 光俊

郷

○孝徳紀の戸令ニ五十戸を里として別ニ郷を置ず

されハ郷ハ後のさたにて唐令によれるなるへし

○唐令　以百戸為里五里為郷

○孝徳紀

○戸令

杖郷

○今いふの田舎(ゐなか)京師の外なる村里といふか如し

○後漢書四十七劉瑜傳及到京師上書陳事曰臣瑜自念東国鄙陋得以豊沛杖郷被蒙後陳不給卒位

在

在ハ文の名とせしは東鑑などに見えたり在国と續き 條

せバ今のいなかの事也在所在家なといふも其の田

舎を?人のさしていふ也文職にもやあらん

○東鑑

○日本紀通證一又有称荘称保者皆出於後世○注東鑑曰
丹後国志楽荘伊禰保領家雑掌解到来　按倭名抄志
楽属加佐郡蓋此謂郷為荘也然以不封地而賜田者称荘
園置之者称荘司荘官後朱雀帝寛徳中有荘園廃停宣
下保猶孝徳紀云凡戸皆五家相保之明紀言五保知而不
告者也　按拾芥抄曰坊七十二坊保三百保是也字典荘田舎也
唐置荘宅使　唐武徳制四家為隣四隣為保

塩尻　かたのさと

○太平記ハ備後三郎高徳事　後醍醐天皇隠岐へ遷幸の御
時ハ西作の杉坂ニて御向の中の関山ふかく道まて待ま
人々あまりすぎつるより御あとの雲を慕ひて杉坂
へつきし比ハ天皇ハはや院の御さへいりものゝぬゆける　為力
なくそ　ちからしみ仰けるとか

車屋　くるまのさう

伊勢也

○太平記に大塔宮熊野落の事　熊野の前当を通りけるとて

て十津川へ御越ありけるに由良の湊を見わたせは

沖の方の船にとまりて見れは御船の中に

よそほひしたる武者の乗りたる舟を大塔宮を

よみ人ぞ知らぬ船を御覧してまた伊勢の車日の前を見付て

にしのはつる浦の御殿の前にてありしとも

御所を御覧ありけるに

佐用庄　さよのしやう

播磨也

○太平記に赤松入道円心大塔宮の令旨を給る事　其比播磨国の住人

の内月廿の頃ほひ事なれは急に兵を起し城を構へ

佐用の庄苔縄の山に城をかまへて与力のともからをまねく

村　むら

今世にいふ村ハ人の群居（むらかりをる）所をいへるなれと上古の世の如く何某村と称する事ハなかりしなり郡（県）といふハあれとも村ハその中に入りて又其ハその県名にして村の事にはあらす の郡県にあるなり今の村といふ名ハこそ郡名の名ハ郡 今の村名と定めたるもの多し中略何村と定めたるも見えたり

○明月記文暦二年閏六月廿日一條前殿（御所）御定 殿下御 何某郷 何村 何村ハ

石根村　いはねのむら　近江

岩根山　いはねか嶺　岩根の池　いはねの森　等ハ同
所也

○名寄

秋来ハつゆさむからん　苦遁石根の村の夕暮のそら　新六 左續深葉

吉田村　　よしたむら　　近江

○夫木抄
吉野なる吉田の村の秋ことに花さく稲のいろそなれぬる　　匡房

長田村　　なかたむら　　丹波

○夫木抄
春日なる長田の村にまつり人のかつらしたる稲のかへりさ（？）　　寂恵

長田の里ともよめり

槙村　　まきのむら　　近江

○古今続草
君か代ハ千年の菊のしつくにも数ハ見えまし槙の村人　　匡房

○夫木抄
まきの村つゝし槙たてりしよ　あれハいつしき君や千代

於□村　わかきの下　地中見

○新後撰集

み月あまのかさしを村の若葉を新枕かけて田子の浦浪　法印定為

木綿園村　ゆふきの下

○夫木抄

夫木ちかむ□月夜あかしのはま□□□の村

○宿

宿ハ駅路(うまやぢ)に立たるの名也　旅のたよりに馬次(つぎ)

となるを宿といふ　□□□□□□

□□□□□□□□□□□□

やどりやとる□□の宿也

古今宿　あやめの題

○玉葉集　雑二　雨のふりける日あやめふけるに　世を遁して　前山院御製

年へける宿のあやめもふかやとハ雨まよふ名もまたふかれ

○山家集

待れつる時のあやめを見て日ハ最も人の花のあやめを

○勝地一覧　玉葉集　前山院御製　宿見え

ふる宿のあやめにも目にあやめもあふ宿のあやめハ

やとにぞふりてあやめまかせてあらぬ

池田宿　いけだのやど　遠江

○右平記ニ 俊基朝臣再関東下向の事 中略 明ぬ暮ぬと行
程の末ハいつくともしら浜名の橋の夕塩に引人もなき捨小
舟しつミはてぬる身にしあれは誰か哀と夕暮の入相なれハ
今ハとて池田の宿につき給ふ元暦元年の比かとよ重衡の中将
の東夷の為にとらハれて此宿につき給ひしに東路のは
にふの小屋のいふせきに故郷いかに恋しかるらんと長者の娘か
読たりし其古への哀まても思ひ残さぬ涙なり

梨間宿　なしまのやど

○右平記三 笠置軍事并山陽道八ヶ国の兵共都合二万
千余騎梨間の宿のはつれより南都をまはりて
陣をとりけり

今宿

○右平記四 備後三郎高徳事 付呉越軍事 遷幸の路次
にて待うけ奉り奪ひ取奉らんとて備前播
国の堺の山陽道をへて播磨の今宿より山陰道にかゝり遷幸を
なし奉りける由聞えしかは力なくして

三石宮　　みついしのみや　　播磨国

○古事記七　赤和銅紀にも　吉備備中備後安藝周防

の境より長門國の但馬まで流しけるからこの字を書けり

まで山の蔭を足摺のとめんとしける

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan